

医療保険のしおり

平成27年度指導における指摘事項 No.2

平成27年度、中国四国厚生局鳥取事務所が実施して「保険医療機関個別指導」において指摘された事項を抜粋して掲載しますので、日常診療の参考にして下さい。なお、No.1は、会報6月号（第732号）に掲載済みです。

I 診療に係る事項

5 在宅医療

- (1) 往診料に係る緊急往診加算の算定に際し、厚生労働大臣が定める時間以外に算定している例が認められたので改めること。
- (2) 在宅患者訪問診療料の算定に際し、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ①訪問診療の計画の変更があったにもかかわらず、その旨を診療録に記載していない。
 - ②診療時間（開始時刻及び終了時刻）、診療場所について診療録に記載がない。
 - ③訪問診療の計画が全ての患者について2週間毎となっており、患者毎の特性に配慮していない。
 - ④患者または家族の署名付きの訪問診療に係る同意書を診療録に添付していない。
 - ⑤訪問診療の計画、診療内容の要点の診療録への記載が希薄である。
- (3) 在宅時医学総合管理料に係る重症者加算の算定に際し、対象患者が算定要件を満たさないにもかかわらず算定している例が認められたので改めること。
- (4) 訪問看護指示料の算定に際し、訪問看護指示書の写しを診療録に添付していない例が認められたので改めること。
- (5) 次の在宅療養指導管理料の算定に際し、在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。
 - ①在宅自己注射指導管理料
 - ②在宅酸素療法指導管理料
- (6) 在宅酸素療法指導管理料の算定に際し、指導内容の要点の診療録への記載が希薄な例が認められたので改めること。
- (7) 在宅寝たきり患者処置指導管理料の算定に際し、指導内容の要点が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。
- (8) 在宅人工呼吸指導管理料の算定に際し、指導管理料に含まれている蒸留水を別に保険請求している例が認められたので改めること。

6 検査・画像診断

- (1) 重複して実施された検査が認められたので改めること。

例：CK-MBとCK
- (2) 入力ミスにより算定している例が認められたので改めること。

例：超音波検査
- (3) 健康診断として実施された検査を保険請求している例が認められたので改めること。
- (4) 検査を実施するに際し、実施する根拠、結果の評価の診療録への記載がないため、検査の必要性に疑義のある例が認められたので改めること。

- (5) 検査、画像診断の実施に際し、実施する根拠、結果の評価の記載がない例が認められたので改めること。
- (6) 必要性が乏しいにもかかわらず実施された検査が認められたので改めること。
例：HbA1c、グルコース、CRP、抹消血液像、ESR
- (7) 検査項目がセットになっていて、必要でない項目が含まれている例が認められたので改めること。
例：CRP、末消血液像、ESR
- (8) 医学的には一般的に認められていない判断基準に基づき、傷病名を付して検査を行い、保険請求している例が認められたので改めること。
例：HbA1c、グルコースに対する糖尿病

7 投薬・注射

- (1) 特定疾患処方管理加算の算定に際し、対象疾患が主病でないにもかかわらず算定している例が認められたので改めること。
- (2) 薬剤投与に際し、適宜効果判定を行うことなく、長期漫然と投与している例が認められたので改めること。
例：ビタミン剤、胃潰瘍に対するセループカプセル
- (3) ビタミン剤の投与が必要且つ有効と判断した趣旨が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。
- (4) 用法外投与の例が認められたので改めること。
例：ストレス性胃潰瘍に対する8週間を超えて投与されているネキシウムカプセル
胃潰瘍に対する8週間を超えて投与されているタケプロンOD錠15
- (5) 適応外投与の例が認められたので改めること。
例：感染症ショックでない患者に対するサクシゾン注射用
インフルエンザに対するクラリシッド錠
高血圧症に対するアーチスト錠1.25mgの投与
- (6) 調剤技術基本料の算定に際し、薬剤師が退職している、又は薬剤師がいないにもかかわらず算定している例が認められたので改めること。
- (7) 一般名処方加算の算定に際し、診療録に一般的名称で処方内容が記載されておらず、一般的名称で処方が行われたことの何らかの記録もない例が認められたので改めること。
- (8) 無診察投薬を疑う例が認められたので改めること。なお、患者本人が受診できない場合は、家族等から患者の状況を聞き取り、その事を診療録に記載すること。

8 処置

- (1) 消炎鎮痛等処置について、医学的に妥当必要な程度において行うこと。

9 その他

- (1) 審査支払機関の審査において査定されるとの理由で、保険診療と同時に行った注射を自費で患者から徴収している例が認められたので改めること。
例：カシロン注、ザルソチン注

II 事務的取扱いに係る事項

- (1) 貴院のホームページにおける外来診療の案内について、不適切な表現が認められたので改めること。
- (2) 届出事項について、保険薬剤師の退職が認められたので、速やかに届出を提出すること。